

浄化槽を管理している人に変更はありますか？

～浄化槽管理者変更報告書を提出しましょう～

浄化槽を管理(使用)している人が変更になったときは、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。

次のようなケースは特にご注意ください。

- ・居住していた人の死亡後に手続きが行われていない
- ・居住している人の長期不在(入院など)で町や保健所・業者との連絡が取れない
- ・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない など

管理(使用)している人が不明の浄化槽は、周囲の環境悪化や近隣住宅に迷惑をかける可能性がありますので、ご協力をお願いします。

また、浄化槽の使用を休止した場合や廃止した場合も届け出が必要です。

問 ○町が設置した浄化槽について
建設課 水道係 …………… ☎57-8592

○町が設置していない浄化槽について
税務住民課 環境対策係 …… ☎57-8579



県生活排水対策イメージキャラクター
「排水くん」

浄化槽をお使いの皆さんへ

きれいな水を未来へ

浄化槽の機能を保つため、浄化槽を使用している人には次の3つのことが義務付けられています。

- ① **保守点検** 機能が良好な状態で維持されるよう、定期的に消毒剤の補充、点検、調整をする。
(熊本県に登録した業者に委託しましょう。)
- ② **清掃** 汚泥を引き抜き、調整や機器類の洗浄などをする。
原則年1回以上。
(町の許可を受けた業者に委託しましょう。)
- ③ **法定検査** 保守点検や清掃が適正に行われているか、機能が正常に維持されているかなど、総合的な状態を判断するもの。年1回(熊本県知事から指定を受けた公益社団法人熊本県浄化槽協会が実施しています。)



詳しくは、税務住民課環境対策係または、公益社団法人熊本県浄化槽協会までお尋ねください。

問 税務住民課 環境対策係 …………… ☎57-8579
公益社団法人熊本県浄化槽協会 …… ☎096-284-3355

春季狂犬病予防集合注射を実施します

春季狂犬病予防集合注射を次の表のとおり実施します。都合のよい会場で受けてください。

○注射料金 3,300円(注射料2,800円、注射済票交付手数料500円)

※新規登録を併せて行う場合は、鑑札交付手数料3,000円も別途必要。

都合により会場に来られない場合は、往診も行います。注射料金のほかに、往診料2,000円が必要です。往診を希望する場合は5月22日(水)までにご連絡ください。

注意1 車内または車上で注射を実施します。



《春季狂犬病予防集合注射日程表》

期 日	注 射 場 所	時 間
5月24日 (金)	B&G海洋センター	9:00~10:00
	ふれあい広場	10:30~11:00
	南集会所	11:30~12:00
	小原公民館	14:00~14:30
	久重北公民館	15:00~15:30
5月25日 (土)	南関町役場	9:00~10:30
	JAたまな 畜産課 (旧 大原支所)	11:00~12:00
	南町民センター	13:30~14:30
	四ツ原集会所	15:00~15:30
	古小代の里公園	16:00~16:30

「狂犬病」って…?

1950年以前、日本では年間数10人以上が狂犬病で亡くなっていました。その後「狂犬病予防法」を施行し、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留の徹底で狂犬病を撲滅しました。

しかし、現在でも世界のほとんどの地域で毎年多くの方が狂犬病で亡くなっています。日本では、海外からの狂犬病の侵入を防止するために様々な取組みを実施していますが、完全に防ぎ切れるとは言い切れません。

そのため、万一に備えた予防注射が重要となります。狂犬病は、効果的な治療法がなく、発症するまでは感染しているか分からず、もし発症するとほぼ100%死亡します。

飼い主は、一年に1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

これらは不法投棄物です

みんなが快適に暮らせるよう、ポイ捨て(不法投棄)をなくしましょう



【不法投棄物の一部】



南関町では廃棄物の不法投棄を未然に防止するとともに、皆さんの生活環境の保全を図り清潔で美しいまちづくりを目指すため「廃棄物不法投棄防止監視員」制度を設け、8人の監視員を委嘱し、毎月定期的に町内を巡回しています。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられることがあります。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579